SAMURAI ENGINEER マンツーマン レッスン サービス利用約款

第1条(契約の成立)

- 1 顧客は、本約款の条項を契約の内容とすることを承諾のうえ、申込書において、株式会社 SAMURAI(以下、「SAMURAI」という)に対し、顧客が主体的に実施するプログラミング言語学習、 Webサイト制作及びアプリ開発等(以下、「プログラミング学習等」という)に関する以下の各号の サービス(以下、「本サービス」という)の提供を申込み、SAMURAIはこれを承諾する(以下、「個別契約」という)。
 - (1) プログラミング学習等に係る顧客の技術水準、本サービスにおける到達目標、本サービス終了後の将来展望等の明確化へのアドバイスの提供
 - (2) プログラミング学習等にかかる学習管理システム(以下、「LMS」という)の利用許諾、LMSを通じた学習教材の提供、及びSAMURAIが管理するコミュニケーションツールの利用許諾
 - (3) 技術的な事項についての指導(原則1週あたり1回60分とし、Web会議システムを通じたリモート対応により行うものとして、以下「本レッスン」という)を含むプログラミング学習等の実行支援
 - (4) プログラミング学習等における学習時に発生した疑問点等の指導
 - (5) その他前各号に関連・附帯するサービス
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる事由に該当するときは、各要件を充たすことを条件 として契約が成立する。
 - (1) 申込者が未成年であるときは、親権者の同意があること
 - (2) 報酬の支払いにクレジットを利用する場合は、クレジット契約が成立すること
 - (3) その他申込書に記載した条件があるときは、当該条件を充たすこと

第2条(報酬)

- 1 顧客は、SAMURAIに対し、申込書の記載に従って、本サービスの報酬(以下、入学金を含む本サービスの報酬を「本件報酬」という)を支払う(振込の方法による場合、振込手数料は顧客の負担とする)。
- 2 顧客が本件報酬の支払いを遅滞した場合、顧客は支払期日の翌日から支払済みに至るまで年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。この場合、SAMURAIは本件報酬が支払 われるまで、本サービスの提供を停止することができ、また、顧客に対する事前の催告を経ること なく、個別契約を解除することができるものとする。

第3条(有効期間)

本約款に基づく個別契約は、個別契約締結日から開始し、レッスン開始日を起点とした契約コース期間の末日に終了する。顧客は、有効期間内に限り、本規約に違反しない範囲内で、本サービスを受けることができる。

第4条(担当インストラクターの交代)

- 1 顧客は、SAMURAIに対し、SAMURAIの定める方法により、担当インストラクターの交代を求めることができる。
- 2 SAMURAIは、前項の申出があった場合又は担当インストラクター側において交代すべき事情があった場合において、その理由、時期を考慮して相当と認めるときは、担当インストラクターを交代

させる。

- 3 前2項に基づく担当インストラクターの交代に伴う引継ぎ等により、顧客が本サービスの提供を受けられなかったとSAMURAIが認める期間につき、第3条に定める有効期間を延長する。
- 4 SAMURAIは、顧客が第1項に基づいて担当インストラクターの交代を求めた場合、可能な限り、 顧客が満足する担当インストラクターに交代するよう努めるものとする。但し、SAMURAIは顧客に 対し、交代後の担当インストラクターに顧客が満足することを保証するものではない。

第5条(秘密保持)

- 1 SAMURAI及び顧客は、文書、口頭その他方法のいかんを問わず、本約款及び個別契約に関連して開示され、又は知り得た相手方の技術上・経営上の資料・図書、知識、データ、個人情報、ノウハウその他一切の情報及びその情報の複製(以下、併せて「本件秘密情報」と総称する)を厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾がない限り、第三者に提供、漏洩又は開示をしてはならない。また、顧客は本件秘密情報を本サービスの利用のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。
- 2 顧客は、SAMURAIの事前の書面による承諾を得ることなく、本件秘密情報を複製してはならない。
- 3 顧客は、個別契約に基づく本レッスンの当初提供開始日から起算して2年の間に、プログラミング に係る学習の指導、支援若しくはコンサルティング等又は起業支援等の本サービスに類似する サービスを提供する場合には、前二項の義務に反しないときを含め、SAMURAIに対し、事前協議 を申し入れ、SAMURAIの書面による承諾を得なければならないものとする。
- 4 前各項の規定は、第3条及び第9条の規定にかかわらず、個別契約終了後も存続する。

第6条(反社会的勢力の排除)

- 1 SAMURAI及び顧客は、現在又は将来にわたって、次の各号に掲げる個人、法人若しくは団体又はこれらと密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という)のいずれにも該当しないことを誓約する。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (7) その他前各号に準ずる者
- 2 SAMURAI及び顧客は、現在又は将来にわたって、反社会的勢力等と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを誓約する。
 - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配していると認められる関係
 - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係
- 3 SAMURAI及び顧客は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを誓

約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 SAMURAI及び顧客は、相手方が前各項に定める誓約事項に違反したと認められる場合は、相手方に対して何らの通知及び催告を要さずに、直ちに個別契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、解除当事者は、相手方に損害が生じてもこれを賠償又は補償することは要しないものとし、解除当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第7条(確認及び免責事項)

SAMURAI及び顧客は、以下の各号の事項を確認する。

- (1) 顧客自ら主体的に取り組むことが本サービスの効果を高めること。
- (2) SAMURAIが顧客に対し、本サービスの遂行の過程で情報提供を求め、又は質問をした場合、 顧客は正確かつ誠実に対応・回答しなければならないこと。
- (3) 本サービスに関しSAMURAIより提供される、顧客の本サービスにおける到達目標及び本サービス終了後の将来展望等の実現・達成の見込み等は、他の契約者の実績等に基づくものであって、SAMURAIが顧客に対してその実現・達成を保証し得ない性質のものであること。
- (4) SAMURAIは顧客が希望する本レッスンの日程を最大限尊重するが、SAMURAIの業務上の都合により顧客の希望日程に沿えない場合があること。
- (5) SAMURAIは、品質管理のために本レッスンを録画し、立ち会い、又は顧客と担当インストラクターのやり取りを精査することがあること。
- (6) 顧客は、本サービスの提供を受けるにあたり、端末その他の必要な備品及び環境をすべて顧客が整えることとし、当該備品及び環境に不足があることに伴う顧客の不利益(本サービスの提供を十分に受けられないことを含むが、これに限られない。)は顧客が負担し、SAMURAIは当該不利益に関して損害賠償義務その他一切の法的責任を負わないこと。
- (7) 顧客は、レッスン予定日にレッスンを受けることができない場合は、レッスン予定日の24時間前までに、SAMURAIが指定する担当インストラクターに対し、SAMURAIが定める方法により、当該レッスンをキャンセルする旨の連絡をしなければならず、連絡なく顧客がレッスンをキャンセルした場合、当該レッスンは実施されたものとみなすこと。
- (8) SAMURAIは、教材作成及び顧客の質問等に対する回答において、正確さと適切さを確保するよう努めるが、唯一の正解が存在しないプログラミングの性質に照らし、教材の記載及び回答内容の正確性・完全性を保証するものではないこと。
- (9) SAMURAIは、顧客のシステム開発、Webサイト制作又はアプリ開発その他の業務について、 請負い、委任を受け、又はエンジニアを派遣するものではなく、その品質等の責任を負うもので もないこと。
- (10) 本サービスを通じて顧客が制作した成果物にかかる知的財産権は、別途の定めがない限り、顧客に帰属すること。

第8条(禁止行為)

1 顧客は、あらかじめSAMURAIの書面による同意がない限り、個別契約により生じた契約上の地位を移転し、又は個別契約により生じた自己の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若し

くは第三者の担保に提供してはならない。

- 2 顧客は、本サービスを通じて、違法、公序良俗違反、その他SAMURAIが不適切と判断するアプリ 等を作成し、又は担当インストラクターに作成を補助させてはならない。
- 3 顧客は、担当インストラクターとの間でSAMURAIを介さない直接の契約を締結し、又は担当インストラクターを他社に引き抜いてはならない。
- 4 顧客は、第3条に定める有効期間中、SAMURAIのインストラクターから、業務の委託ないし職業の紹介を受けてはならない(SAMURAIによる職業紹介はこの限りでない)。
- 5 顧客は、SAMURAIから使用許諾を受けたLMSのアカウントを第三者に利用させてはならず、かつ、LMSを通じて、担当インストラクター又は他の顧客との間で、顧客自身の事業の勧誘、誹謗中傷その他の本レッスンに関わらないやり取り、又は秘密保持義務違反その他の本約款に定める義務に反するやり取りをしてはならない。
- 6 顧客は個別契約によって習得した技能をもって、法令に違反し、又はSAMURAIの社会的イメージを毀損するサービス等(ウェブ上での顧客向けサービスの提供を含むが、これに限らない)の提供を行ってはならない。顧客が本条に違反した場合、SAMURAIは顧客に対し、損害賠償を請求し、かつ、直ちにサービス等を差止めるよう請求することができ、顧客はかかる差止請求に応じなければならないものとする。

第9条(解約・解除・返金)

- 1 顧客は、本サービスについて、特定商取引法の定めにかかわらず、SAMURAIが契約内容を明らかにする通知を行ってから起算して8日を経過するまでは解約を申し出ることができる。この場合において、顧客がSAMURAIに既に支払った金銭があるときは、SAMURAIは顧客に対し、解約の意思表示がSAMURAIに到達した日から14日以内(当該期限の最終日が金融機関の休業日のときは翌営業日)に返金するものとする。
- 2 顧客は、前項の期間経過後であっても、時期に応じて以下の(1)号または(2)号の定めによる報酬 及び解約手数料を支払ったうえで、本サービスの解約を申し出ることができる。但し、SAMURAIが 以下に定める本件報酬及び解約手数料の合計額を超過して本件報酬を受領していた場合、 SAMURAIは顧客に対し、当該超過分を返金する。
- (1) 初回の本レッスン受講前 解約手数料: 1万5000円
- (2) 初回の本レッスン受講後 以下のア及びイの合計額
 - ア. 解約申出日までに提供された本サービスの対価に相当する額:
 - 入学金
 - ・(本件報酬総額ー入学金)÷受講コース・オプションに付帯される総回数×受講済み回数(※)
 - ※受講コース・オプションごとに計算する

イ. 解約手数料:

5万円または未提供分の対価に相当する額(本件報酬総額から前記アを引いた額)の20% のいずれか低い額

本項に基づくSAMURAI又は顧客の支払義務の履行期限は、解約合意書を締結した日から14日以内(当該期限の最終日が金融機関の休業日のときは翌営業日)とする。

- 3 顧客による解約申出がない場合であっても、SAMURAIは、顧客が次の各号のいずれかに該当した場合は、事前の催告を経ることなく、直ちに個別契約を解除することができるものとする。
 - (1) 本約款又は別途SAMURAIと顧客の間で交わした約定に違反し、一定期間内に当該違反を是正するよう求められたにもかかわらず、当該期間内にその違反が是正されないとき
 - (2) 本約款もしくは別途SAMURAIと顧客の間で交わした約定の重大な違反、又は背信行為があったとき
 - (3) 仮差押、差押、仮処分、競売、破産手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始の申立て があったとき
 - (4) 顧客がSAMURAIに対し、威迫・脅迫・威嚇、侮辱・人格否定発言、プライバシー侵害行為、社会通念上過剰なサービス提供の要求、合理的理由のない謝罪要求、クレームの過剰な繰り返しその他の社会通念上相当な範囲を超える行為を行ったとき
 - (5) その他個別契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

第10条(損害賠償)

- 1 SAMURAI及び顧客が、本約款及び別途SAMURAIと顧客の間で交わした約定に基づく義務への 違反その他の債務不履行によって、相手方又は第三者(以下、「相手方等」という)に損害を与えた 場合、損害を与えた者は相手方等に対して、相手方等が被った損害の全てを賠償するものとす る。ただし、自らの責に帰すべき事由によらないときは、この限りではない。
- 2 前項にかかわらず、第7条(8)号及び(9)号記載の本サービスの性質に照らし、SAMURAIは、顧客が担当インストラクターの回答を参考にしたソースコードをシステム開発、Webサイト制作又はアプリ開発その他の業務において用いた場合において、当該ソースコードの使用又は使用不能から生じるいかなる損害(逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含むが、これに限らない)に関しても、一切の責任を負わないものとする。

第11条(合意管轄)

本約款及び個別契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む)は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条(約款の変更)

- 1 SAMURAIは、以下の場合に、本約款を変更することができる。
- (1) 本約款の変更が、顧客一般の利益に適合するとき
- (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 SAMURAIは前項による本約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日前までに、本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を、LMS、電子メールその他のコミュニケーション手段を通じて顧客に通知する。
- 3 変更後の約款の効力発生日以降に顧客が本サービスを利用したときは、顧客は、本約款の変更に同意したものとみなす。

附則

令和2年5月11日施行 令和3年1月19日改定 令和3年3月1日改定 令和3年6月14日改定 令和4年2月1日改定 令和4年6月1日改定 令和4年8月10日改定 令和4年11月3日改定 令和4年12月1日改定 令和5年1月5日改定 令和5年2月13日改定 令和5年2月13日改定 令和5年7月19日改定 令和6年7月18日改定